

一般社団法人 日本性感染症学会 定款施行細則

第1章 会員

第1条（会費）

本法人の年会費について、以下のとおり定める。

- (1) 正会員：10,000円
- (2) 賛助会員：50,000円(一口)

第2章 理事・監事・代議員選任補則

第2条（理事・監事選任補則）

理事・監事の任期満了を迎える定時社員総会の前に、理事長は副理事長の意見を勘案し、次期の理事・監事候補を選定し、理事会に諮る。理事会で内定した理事・監事候補は社員総会の決議によって理事・監事に就任する。

2 理事の再任は連続3期までとする。なお、理事を連続3期満了後に続けて監事に就くことはできる。

3 監事の再任は連続3期までとする。なお、監事を連続3期満了後に続けて理事に就くことはできる。

4 理事・監事の任期満了に伴い理事・監事の職を退いた後、満70歳未満の者は引き続き代議員の職に就任する。

第3条（代議員選任補足）

定款第6条に定めるほか、理事会において必要と判断する者を次期就任予定の代議員に選定することができる。

第3章 委員会

第4条（常設委員会）

定款第3条(目的)の達成するために、当分の間、次項にあげる委員会を常設委員会とし、学会活動の根幹を支えるものとする。なお、理事会において、下記委員会でその役割が完了した場合には解散あるいは統廃合ができる、別に新たに必要性が承認されたものを新規委員会として設置することができる。

2 以下にあげる委員会を常設の委員会とする。

(1) 学会誌編集委員会

学会誌の作成に関わる総説論文の依頼、投稿論文の審査、など編集業務と学会誌の内容の充実・質の向上を目的として活動する。

(2) ガイドライン委員会

性感染症の診断・治療に関する質の向上を目的として、標準的、かつ、推奨されるべき内容を記載し、広く公開するために活動する。

(3) 利益相反委員会

医学研究の利益相反(COI)に関する基準の作成、見直し、啓発を目的として活動する。利益相反に関する指針に違反する行為について審議し、倫理委員会とともに審議を行う。

(4) 倫理委員会

別途定める倫理委員会規定により活動する。

(5) 学術奨励賞選考委員会

別途定める学術奨励賞規約により活動する。

(6) 認定制度委員会

別途定める認定制度規則および認定制度施行細則により活動する。

(7) 梅毒委員会

梅毒の疫学・診断・治療に関して、標準的、かつ、推奨されるべき内容を検討し、その課題を協議する。
また、疾患診療・予防の啓発に積極的に取り組むことを目的として活動する。

(8) 教育啓発委員会

性感染症予防に関して、各種教育啓発活動を積極的に先導し、関連した他学会とも協調しながら活動を行う。

(9) 国際涉外委員会

性感染症に関する海外の学会と連携を図り、情報交換、交流促進、さらに、国際化を進める上での活動を行う。

- (10) 会則検討委員会
定款、定款施行細則、その他の規則など、学会の現状に沿って、より時宜を考慮した会則の改良を行うために検討を行う。
- (11) 広報・ホームページ委員会
学会活動について広く世間に知らしめるために、各種媒体を活用して、周知を図る。
- (12) 支部の在り方検討委員会
北海道支部、東北支部、関東甲信越支部、北陸支部、東海支部、関西支部、中国支部、四国支部、九州・沖縄支部における活動について、適宜活動内容を把握し、各支部の現状に沿った活動を達成するために検討を行う。
- (13) 保険委員会
別途定める保険委員会規定により活動する。
- (14) 予防対策委員会
予防接種・予防投薬などによる性感染症の予防指針を立て、啓発活動を行う。

第5条（委員の選任）

委員会の委員長は理事長が指名し、委員は委員長が指名し理事会で決定する。

第6条（委員の任期）

任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

第4章 その他

第7条（定款施行細則の変更）

この定款施行細則は、理事会の承認を経て変更することができる。

第8条（定款施行細則の制定に伴う特別措置）

この定款施行細則制定後の初回の理事会を構成する理事・監事の選定は制定前に行う必要があるため、理事会運営に支障をきたさぬよう制定前の理事会で適切に行う。

制定

2018(平成30)年11月24日

改定

2019(令和1)年7月1日

2023(令和5)年2月3日

2023(令和5)年12月4日

2024(令和6)年9月27日